工事施行成績評定基準

平成 14 年３月 27 日　技管第 1228 号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、
各部局長、各地方部局長あて
農政部長、水産林務部長、建設部長

〔沿革〕平成 15 年 3 月 27 日技管第 784 号、18 年 3 月 31 日建技第 827 号、18 年 7 月 4 日第 269 号、
20 年 3 月 31 日第 919 号、22 年 3 月 26 日第 1318 号、23 年 3 月 1 日第 1084 号、28 年 3 月 7 日建管第 2671 号、
令和 2 年 3 月 30 日建管第 1959 号、令和 2 年 7 月 22 建管第 525 号、令和 4 年 3 月 22 日建管第 2955 号
令和 5 年 1 月 24 日建管第 1336 号、令和 6 年 3 月 25 日建管第 1500 号改正、令和 7 年 3 月 25 日建管第 1699 号

第１　通則

評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

第２　評定項目

評定は、次に掲げる考査項目について行うものとする。

１　土木・営繕工事共通

考査項目	
評価項目	細別
１　施工体制	Ⅰ　施工体制一般
	Ⅱ　配置技術者
２　施工状況	Ⅰ　施工管理
	Ⅱ　工程管理
	Ⅲ　安全対策
	Ⅳ　対外関係
３　出来形及び出来ばえ	Ⅰ　出来形
	Ⅱ　品質
	Ⅲ　出来ばえ
４　工事特性	Ⅰ　工事特性
５　創意工夫	Ⅰ　創意工夫
６　社会性等	Ⅰ　地域への貢献等
７　法令遵守等	
８　その他	

第３　評定方法

１　土木工事

(1)　評定者は工事監督員１、工事監督員２、検査員とするが、工事監督員１及び工事監督員２については各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。

(2)　評定については、「工事成績採点表」（様式１－K①(土木用)）及び「細目別評定点採点表」（別記様式１－２(土木用)）で行うこととし、「考査項目別運用表」（土木用様式－２～５）で該当する事項を工事成績採点表の考査項目欄の加減点を記入するものとする。

なお、評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（別紙１、土木工事のみ適用）及び「「施工プロセス」のチェックリスト」（別紙２、土木用）「工事現場等における施工体制点検・確認要領」を考慮するものとする。

また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況（別紙３(土木用)）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(3)　評定者ごとの評定点は、第２項により付された各考査項目ごとの評価点を、標準点（65 点）から加減した値とする。

(4)　請負工事の合計評定点は、次により算出するものとする。

この場合、合計評定点の算出に当たっては小数第１位を四捨五入するものとする。

ア　検査が工事完成検査のみの場合

合計評定点＝（工事監督員１の評定点）×0.34＋（工事監督員２の評定点）×0.26＋（検査員の評定点）×0.4－（法令遵守等の評価点）－（その他）

イ　検査が工事完成検査のほかに部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という。）がある場合

合計評定点＝（工事監督員１の評定点）×0.34＋（工事監督員２の評定点）×0.26＋（検査員（部分検査等）の評定点）×0.2＋（検査員（完成検査）の評定点）×0.2－（法令遵守等の評価点）－（その他）

＊ただし、主要な工種が部分検査及び中間検査で実施された場合は、完成検査でも部分検査及び中間検査を含めた一つの工事として評定できる。

(5)　細目別評定点は別記様式１－２(土木用)により算出するものとし、算出にあたっては小数第４位を四捨五入するものとする。

(6)　前項(4)の合計評定点の算出において、部分検査等が２回以上ある場合の検査員（部分検査等）の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第２位を四捨五入するものとする。

２　営繕工事

(1)　評定者は工事監督員１、工事監督員２、検査員とするが、工事監督員１及び工事督員２については、各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。

(2)　評定については、「工事成績採点表」（様式１(営繕用)）及び「細目別評定点採点表」（別記様式１－１(営繕用)）で行うこととし、「考査項目別運用表」（様式－２～４）で該当する事項を工事成績採点表の考査項目欄の加減点を記入するものとする。

なお、評定にあたっては、「「施工プロセス」のチェックリスト」（別紙２、営繕用）「工事現場等における施工体制、施工状況点検表」を考慮するものとする。

また、工事における「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況（別紙３(営繕用)）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(3)　評定者ごとの評定点は、第２項により付された各考査項目ごとの評価点を、標準点（65 点）から加減した値とする。

(4)　請負工事の合計評定点は、次により算出するものとする。

この場合、合計評定点の算出に当たっては小数第１位を四捨五入するものとする。

ア　検査が工事完成検査のみの場合

合計評定点＝（工事監督員１の評定点）×0.34＋（工事監督員２の評定点）×0.26＋（検査員の評定点）×0.4－（法令遵守等の評価点）－（その他）

イ　検査が工事完成検査のほかに部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という。）がある場合

合計評定点＝（工事監督員１の評定点）×0.34＋（工事監督員２の評定点）×0.26＋（検査員（部分検査等）の評定点）×0.2＋（検査員（完成検査）の評定点）×0.2－（法令遵守等の評価点）－（その他）

(5)　細目別評定点は別記様式１－２(営繕用)により算出するものとし、算出にあたっては小数第４位を四捨五入するものとする。

(6)　前項(4)の合計評定点の算出において、部分検査等が２回以上ある場合の検査員（部分検査等）の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第２位を四捨五入するものとする。

第４　評定の修正

１　工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間中に工事目的物に重要な契約不適合があることが判明し、その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求した場合は、評定を修正するものとし、合計評定点から２０点を減ずることとする。

２　前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。

第５　その他

１　この基準は公表するものとし、その方法等については「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成 13 年３月 29 日付け建情第 2328 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。

２　この基準に定める他、各工事の契約における減点等の措置を講ずる場合は、別に定めるところによるものとする。